様式第13号（第18条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通知書番号 |  | | |  | | |
| 年 度 | 年度 | | 期 別 | | 期 | |
| 納 期 限 |  | 年　　月　　日 | | | | |
| 納 付 額 |  | | | | | 円 |
| 延 滞 金 |  | | | | |  |
| 合 計 |  | | | | | 円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | | |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
|  |  | |
| 桐生市長 | | |
|  | | |

|  |
| --- |
| 下水道事業受益者負担金督促状 |

|  |
| --- |
| 納付について  　　１　あなたの納付すべき下水道事業受益者分担金が、左記のとおり  　　　未納となっておりますので、至急桐生市（取扱金融機関）に納付  　　　してください。  　　２　納付の際は、お手元の納付書とこの督促状を持参してください。  　　　（納付書をお持ちでない方は、下記問い合わせ先までご連絡下さい。）  　　３　この督促状の発付の日から起算して10日を経過した日までに完納  　　　されないときは、地方自治法第231条の3の規定により、国税徴収法に  　　　基づく滞納処分を行う場合もあります。  　延滞金について  　　　延滞金は、地方自治法の規定により納期限の翌日から納付の日までの  　　日数に応じ、年14.5％(ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの  　　期間は、年7.3％)を上限とした割合で計算した額を納めていただきます。  　審査請求について  　　　この督促状について不服がある場合には、この督促状を受け取った日  　　の翌日から 3か月以内に市長に対し書面をもって審査請求をすることが  できます。  　※　この督促状は、納・未納を精査の上発送します。発送直前に納付した  　　場合は行き違いになることもあると思われますが、その節はご容赦く  　　ださい。 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |